

# ベビーシッター利用費用助成の案内

## 2つの割引券があります

### 割引券

1

#### 仕事と育児の両立支援のために

仕事のためにベビーシッターを利用した場合に、1日につき2,200円の割引が受けられる割引券を発行する事業です。申請の手続きは事業主が行い、利用者は事業主から割引券の交付を受けてください。また「職場への復帰」のためにベビーシッターを利用した場合にも、この割引券が使用できます。

### 割引券

2

#### 多胎児を養育するご家庭のために

義務教育就学前の双子など多胎児を養育しているご家庭にベビーシッターの割引券を発行します。双子の場合は1日につき9,000円、三つ子以上の場合には1日につき18,000円の割引が受けられます。割引券は1年間に2回まで(特別な理由がある場合には4回まで)使用できます。

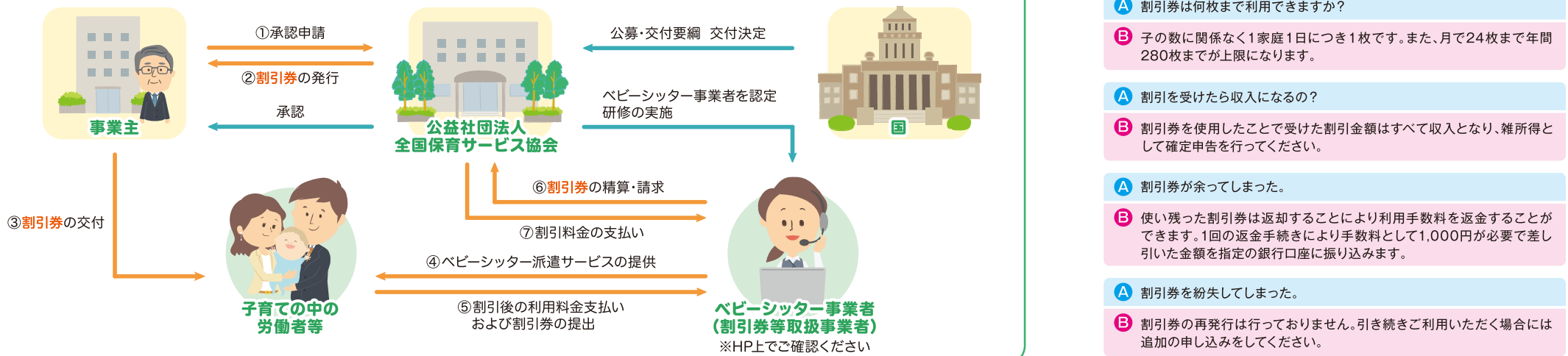
## 利用条件

1. 利用者の所得制限はありません
2. 子ども・子育て拠出金を納める事業主が承認申請できます
3. 労働者数により利用手数料が異なります

労働者数による事業主の区分	1枚当たりの利用手数料	多胎児分の1枚当たりの利用手数料	
		割引額が9,000円	割引額が18,000円
中小事業主 (労働者が1,000人未満)	110円	450円	900円
それ以外の事業主 (労働者が1,000人以上)	220円	900円	1,800円

## 事業の仕組み

労働者への割引券の発行を希望される企業は、公益社団法人全国保育サービス協会へ、申し込んでいただく必要があります。



お問い合わせ  
お申し込み先

## 公益社団法人 全国保育サービス協会

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F  
TEL:03-5363-7455 FAX:03-5363-7456

ホームページ <http://www.acsa.jp/> メール [info@acsa.jp](mailto:info@acsa.jp)

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業は、内閣府の事業です。

- A** 子どもが小学生なのですが利用できますか？
- B** 小学校3年生までが対象ですが、身体障害者手帳の交付を受けているなどの要件があれば6年生まで対象となります。
- A** 妻が入院するのですがその間利用できますか？
- B** 配偶者が入院、通院によりベビーシッターを利用する場合、利用できません。この場合は専業主婦でも利用できます。
- A** 休日に利用できますか？
- B** 休日に利用することはできません。ただし、休日であっても休日出勤などで勤務した場合には利用できます。なお、曜日は問いません。
- A** 保育施設で利用できますか？
- B** 保育施設では利用できません。家庭での保育または保育所等への送迎のみになります。詳しくは実施要項、約款をご確認ください。
- A** 送迎サービスで利用できますか？
- B** 家庭と保育等施設との間の送迎に限って使用できます。家庭以外の場所や塾など習い事への送迎には使用できません。
- A** 産休中に利用できますか？
- B** 割引券(通常分)については、共働きのほかに職場への復帰を目的とする休業期間中に年度内4回まで利用ができます。
- A** 割引券は何枚まで利用できますか？
- B** 子の数に関係なく1家庭1日につき1枚です。また、月で24枚まで年間280枚までが上限になります。
- A** 割引を受けたら収入になるの？
- B** 割引券を使用したことで受けた割引金額はすべて収入となり、雑所得として確定申告を行ってください。
- A** 割引券が余ってしまった。
- B** 使い残った割引券は返却することにより利用手数料を返金することができます。1回の返金手続きにより手数料として1,000円が必要で差し引いた金額を指定の銀行口座に振り込みます。
- A** 割引券を紛失してしまった。
- B** 割引券の再発行は行っていません。引き続きご利用いただく場合には追加の申し込みをしてください。
- A** 割引券の使用できる期間は？
- B** 割引券には有効期間があり、発行された日から年度末である3月31日までとなります。
- A** 双子ですが割引券は4枚使えますか？
- B** 双子さんの場合、割引券を原則として2枚、特別な理由がある場合には4枚まで使用できます(特別な理由については実施要項を参照のこと)。